

案件（１）

真鶴聖苑の委託事業者選定にかかる疑義の調査結果について

○対応について

1. 綱紀審査委員会において聴取（対象 10 名、4 回開催）
2. 個別ヒアリングにおいて聴取（対象 3 名、随時実施）
3. 真鶴町議会への対応
 - 2024 年 5 月 29 日 総務経済常任委員会開催
 - 2024 年 9 月 13 日 総務経済常任委員会開催
 - 2024 年 10 月 30 日 総務経済常任委員会協議会開催
 - 2024 年 11 月 11 日 総務経済常任委員会協議会開催

○調査結果について（2024 年 10 月 30 日 真鶴町議会総務経済常任委員会資料 抜粋）

1. 本事案の経緯

添付「2/13 総務経済常任委員会資料 1」（2024 年 2 月 13 日真鶴町議会総務経済常任委員会で使用）中の No. 1～No. 41 を参照。なお、No. 42 以降については本事案の対象とはしないものとする。

2. 真鶴町議会により呈された主要な疑義および執行機関による調査結果
（疑義）

税務町民課及び財務課が A 社に「真鶴聖苑における火葬等委託業務」を受託させるよう意図的に便宜を図ったのではないかと。また、入札手続きにおいて不適切な事務処理を行ったのではないかと。

（確認）

➡税務町民課は、2023 年度の業務委託契約、予算策定の過程において、真鶴聖苑の設備設置業者であり県内でも複数の業務受託や指定管理の実績を持つ A 社に委託することが安心だと考え、A 社と随意契約する方向で検討していたことを確認した。ただし、議会より C 社の見積書の存在を指摘されたことを受けて最終的には指名競争入札としたことから、事業者選定において公正性が担保された。なお、税務町民課担当者に A 社との不適切な関係は確認されなかった。

➡2023 年 6 月から 2025 年 5 月までの期間の事業者を選定する入札においては、三点の不適切な事務処理により、結果として前年度の 2022 年度業務委託額である税抜月額 833,000 円の約 1.5 倍の業務委託費となる月額税抜 1,268,000 円（※修正正しくは 1,250,000 円）で D 社が落札することとなった。不適切な事務処理とは、第一に、税務町民課が A 社の見積書のみにより官積算を行ったことであり、第二に、財務課が「真鶴町契約規則」の規定に違反する最低制限価格の設定をしたことであり、第三に、財務課が最低制限価格の設定を事前に事業者へ告知せず開札の当日になって開札会場において事業者へ通告したことである。第一点目については、税務町民課は最低制限価格が設けられるとは認識していなかったため、比較的高い額の見積書に基づいて積算を行ったとしても実際の入札時に

は安価で札を入れた事業者が選定されると判断したものであり、税務町民課担当者に事業者に対し便宜を図った事実は認められなかった。

第二点目については、財務課では最低制限価格を設定して事業者に適切な対価が支払われるようにする国の方向性を認識する一方で、国の法改正に伴って「真鶴町契約規則」を改訂する作業を町では未着手であったことを失念していたことから、規則違反となる最低制限価格の設定をしたものであり、財務課担当者が意図的な操作をした事実は認められなかった。

第三点目については、入札の募集を開始した後に財務課長と当時の町長とで協議して最低制限価格を設定するという意思決定が事後的になされたことを確認しているが、これは不当に廉価な事業者を排除して品質の確保を図ろうとしたためである旨の証言を得ており、財務課担当者が意図的な操作をした事実は認められなかった。この点について補足するならば、2022年度の業務委託額については受託会社のB社の企業努力により安価で維持されていたが、人件費の増加、諸物価の値上がり、労働法令遵守に対する社会的要請の強化等により維持できないことを理由としてB社から2023年度の業務委託については辞退意向が示されていたという背景がある。

【中略】

4. まとめ

本事案に関し執行機関が調査した結果、

2022年度受託業者であったB社の2023年度の受託辞退の通知を受けた税務町民課が、2023年度以降の受託業者として、真鶴聖苑の設備設置事業者であり県内でも複数の火葬業務受託や指定管理の実績を持つA社に委託することが安心だと考え、A社と随意契約する前提で事務を進めたことが確認された。しかしながら、最終的には指名競争入札となったことで事業者選定において公正性は確保された。また、税務町民課担当者（課長、係長、係員）にA社との不適切な関係は確認されなかった。

2023年6月から2025年5月までの事業者選定の入札における、税務町民課での官積算、財務課による最低制限価格の設定、入札参加者への通知、において不適切な点があったことが確認された。なお、特定者に便宜を図る意図がなかったことを確認した。

○真鶴町議会における審議結果について

2024年11月11日総務経済常任委員会において報告を受け、疑義については解消した。

※疑義の解消とは、事業者との不適切な関係の有無、入札に係る不適切な事務の有無について確認できたため、了承したものである。

○本日の協議会について

本日の協議会において、「真鶴聖苑の負担金支払いに関する覚書」第2条に定めている当該疑義の解決のための対応及び結果について説明し、疑義の解消について承認を得られた場合には、今後第3条に定める負担金について改めて協議をしたい。

真鶴聖苑における火葬等委託業務について

会社概要

A社=(株)宮本工業所 火葬炉の製造、設置メーカー。年度ごとの設備の修繕、定期巡回点検保守委託を請負っている。

B社=オリックスファシリティーズ 令和 4 年度委託業者。平成24年度から令和 4 年度まで真鶴聖苑の火葬業務を請負っていた。

C社=タカラビルメン(株) 令和 3 年度 2 月から火葬業務に係る人員をB社に派遣していた。令和 5 年 4, 5 月につき火葬業務を委託している。

D社=(株)協働管財 令和 5 年 6 月から令和 7 年 5 月までの24箇月の火葬業務を委託。

No.	日付	見出し	概 要
1	R4.9.29	B社来庁 R5年度については継続不可能と伝達あり。	平成24年度から火葬業務を請け負っているB社から、令和 5 年度以降については受託できないと伝達があったもの。
2	R4.9.29	B社に対し、数か月延長につき要請し、口頭で了承を得る。	上記に対し、本町は令和 5 年度当初から次の業者が決まるか不明のため、次の業者が決まるまでは引継ぎ等もあり、数か月の延長を依頼、口頭で了承を得たもの。
3	10月上旬	A社見積書受領	本町において、令和 5 年度の予算編成のため、また、湯河原町の令和 5 年度火葬場経営費湯河原町負担金算出のため、炉の設置メーカーであるA社から見積りを徴したもの。
4	R4.10.13	湯河原町へ負担金額伝達締切り（メール送信）	負担金の額については、上記A社の 1 年間の見積りを加味し、火葬場全体に係る湯河原町の負担金額を算出した。 32,322千円を伝達→その後30,219千円に変更12/13。
5	R4.10.17	C社、B社に人員を派遣していることから挨拶に来庁	C社、B社に人員を派遣していることから挨拶に来庁。
6	R4.10.27	A社来庁 指定管理等提案受け	横浜市（3箇所）、藤沢市、茅ヶ崎市、横須賀市、愛川町 4 市 1 町においてA社又はA社のグループ会社で火葬業務を請負っており、その契約形態は、随意契約である等の教示を受けた。 また、平塚市、相模原市、秦野市伊勢原市環境衛生組合においては、A社又はA社のグループ会社で指定管理者制度により業務に携わっているとの教示を受けたもの。

7	R4.11.1	R5当初予算入力開始	本町において、4,5月B社の現行金額+6月以降A社の見積り金額を計上。833,333円×2月+1,355,000円×10月=15,216,666円（税抜き/年）16,738,337円（税込み/年）を計上。
8	R4.11.4	C社見積書受領（11/2付け）	後の、R5.3.3の総務経済常任委員会にて、その存否を問われたもの。
9	R4.11.15	11/15 財務課ヒア（4,5月B社の現行金額+6月以降A社の見積り金額）	7の通りの金額にてヒアリング受け。財務課より一般競争入札で執行するべき。プロポーザル方式はそぐわないとの提言があった。
10	R4.11.15	6月以降は入札による業者選定の方向を確認	上記を受け、財務課及び税務町民課の間で、指名競争入札によるものと確認。
11	R4.12.12	予算財務課査定	10からの変更はなく、税務町民課及び財務課の間で指名競争入札によるものと確認。
12	R4.12.13	湯河原町へ2回目の負担金額伝達（メール送信）	本町が7で計上した金額を積算内訳に含め湯河原町負担金を伝達。負担金額30,219千円。内火葬場業務委託分約10,759千円。
13	R5.1.6	B社来庁 1のとおり3月で満了する旨伝達あり	B社来庁 1のとおり3月で満了する旨本町に伝達があったもの。
14	R5.1.11	B社へ4,5月の受託につき再度依頼（文書）	本町からB社へ4,5月の受託につき文書により再度依頼。
15		B社上記不可能との回答（口頭）	B社から上記不可能との回答が口頭であったもの。
16		15を受け財務課と協議し、4月から1年間A社との随契との確認	予算成立後3月中に入札を執行し、R5.4月からの業者選定を行う時間がないことから本町財務課と税務町民課の間でA社との随意契約を確認したもの。この際にR6.4月からの指定管理者導入の検討も視野に入れることを確認。
17	R5.1.13	予算町長査定 上記につき確認	令和5年度当初予算町長査定において、上記につき確認。
18	R5.2.1	A社来庁 4月以降の運営につき協議	A社と本町の間で、4月以降の運営につき協議したもの。 なお、後にA社とは契約締結をしていない。
19	R5.2.13	全員協議会（予算成立後A社との随意契約する旨の報告）	令和6年度以降の火葬業務と火葬場施設保守点検を含めた施設一体型の指定管理を検討する上でも、令和5年度予算可決成立後、速やかに当該業者と随意契約を行う旨を報告。
20	R5.2.13	B社から本年度契約満了通知受理	B社から令和4年度をもって契約を満了する旨の通知を受理。

21	R5.2.17	C社来庁 これまでの経緯を伝達	C社来庁。予算成立後A社と随意契約する方向である旨を伝達。
22	R5.2.21	本町広域特別委員会、湯真広域行政推進協議会	湯河原町真鶴町広域行政推進協議会において、委託料の値上がりについて質問があり、現行業者の企業努力により委託料が抑えられていた旨の答弁。
23	R5.3.3	総務経済常任委員会（C社の見積書の有無につき質問受け）	本町総務経済常任委員会にて、8の見積書の存否について問われ、受領していたことが分かったもの。
24		上記を受け随意契約を止め、入札の方向を確認（4,5月除く）	上記を受けA社との随意契約を止め、入札の方向を確認（4,5月除く）。
25	R5.3.6	4,5月分につき現行のB社との契約金額で委託の可能性につき打診	C社に対し、4,5月分につき令和4年度のB社との契約金額で委託の可能性につき打診。
26	R5.3.8	総務経済常任委員会 A社との随契を止め、入札とすることを報告（4,5月除く）	A社との随意契約を止め、24のとおり入札とすることを総務経済常任委員会にて報告（4,5月除く）。
27	R5.3.10	C社25につき、一旦承諾	C社25の金額で、一旦承諾。
28	R5.3.14	C社上記金額折合わず、8の金額で要望あり	C社金額折合わず、8の金額で要望があったもの。
29	R5.3.17	C社の見積書メールにて受信。これを受諾	C社の4,5月分の見積書メールにて受信。これを受諾したもの。
30	R5.3.20	町指名委員会にてC社との4,5月分の随意契約につき承認	本町指名委員会において、C社との4,5月分の随意契約につき承認を得たもの。
31	R5.3.24	総務経済常任委員会	令和5年度火葬場事業の業務委託に係る準備経過及び今後の動きについて審議したもの。
32	R5.4.1	C社4,5月の火葬業務委託開始	請負金額900,000円×2か月×1.1=1,980,000円
33		6月以降の火葬委託業者選定に向け入札準備	当初は、令和5年6月から令和6年3月までの設計であったが、長期継続契約が望ましいことから、令和5年6月から令和7年5月までの24箇月の設計とした。
34	R5.4.20	6月以降の業者選定に係る指名委員会	令和5年6月以降の指名競争入札による業者選定に係る指名委員会を開催。9者を指名。
35	R5.4.24	総務経済常任委員会	火葬場事業の単独随意契約問題に係る経緯及び現況について審議したもの。 4/27に入札を執行する旨を報告。

36	R5.4.27	入札	令和 5 年 6 月から令和 7 年 5 月までの24箇月の長期継続契約に係る入札を執行。入札結果は、別紙のとおり。なお、この際に最低制限価格を設定した。D 社が落札。
37	R5.5.2	湯河原町へ契約内容（案）伝達（2箇年契約の件を含む）	湯河原町へD社との契約内容（案）伝達（2箇年契約の件を含む）。
38	R5.5.8	落札業者と契約締結	D社と契約締結。 請負金額1,250,000円×24箇月×1.1=33,000,000円
39	R5.5.31	湯真広域行政推進協議会	38の契約につき疑義がある。当該疑義が解消されるまではR4年度ベースで支払う旨話し合いが行われ、最終的に両町町長の協議により決したもの。
40	R5.6.1	6/1 落札業者による火葬業務委託開始	D社による火葬業務開始。
41	R5.6.1	総務経済常任委員会	官積算に係る設計書、A社見積書、C社見積書を提示。
42	R5.6.16	第 1 回D社との協議	町 仕様書には「2 名（予約状況により 3 名体制）」とのみ記載されているだけなので、1 日 3 名体制とする基準をどう捉えているのかを確認したい。年度末の実数で精算となる。 D社 始まったばかりなので何も言えない。例えば友引の翌日、4 件以上の場合は、予約が多いと見込まれることから 3 名体制を考えている。この場では回答できない。持ち帰る。
43	R5.6.26	総務経済常任委員会	6/1の総務経済常任委員会等で指摘を受けた問題点の整理、事実関係、対応などについて説明。
44	R5.7.3	第 2 回D社との協議	町 契約書に時間数や日数が記載されている場合は、実績に基づく変更契約が生じてくる。 D社 前回 3 人目を100日出勤とした場合の提示があったが、返答は難しい。
45	R5.7.12	第 3 回D社との協議	D社 火葬 4 体の場合は、3 名体制を望む。また、連続 3 体の場合も同様。 町 3 人体制の条件については、火葬 4 体以上の日と友引の翌日の 2 条件はどうか。 D社 それについては、了解できる。 町 それ以外の条件として、3 体連続して予約が入った場合にも 3 名体制とすることはどうか。 D社 スタッフの調整が難しいことから、検討を要する。

46	R5.7.14	総務経済常任委員会	湯河原町から提案のあった、真鶴聖苑の負担金支払いに関する覚書（案）について説明。その後に締結する旨を報告。
47	R5.7.21	38-2に基づき、真鶴聖苑の負担金支払いに関する覚書を湯河原町と締結	湯河原町においては、令和5年度以降の負担金は、令和4年度ベースで算定した負担金を支払うというもの。
48	R5.7.25	第4回D社との協議	D社 3人目のスタッフがダブルワークしていることから、3名体制が確保できない状況にある。 町 3名体制の実績積上げにつきお願いする。
49	R5.8.10	第5回D社との協議	D社 2名につき労働条件を変更した。3人目については、ダブルワーク以外の日は、柔軟に対応できる。 町 了解した。
50	R5.10.11	第6回D社との協議	町 いままでの実績から、減額変更契約となるので承知願いたい。 D社 今後の繁忙期の状況をみないと分からない部分があるが、提示の要件に合致するよう努める。
51	R5.11.27	第7回D社との協議	床張り替え工事につき打合せ
52	R5.12.8	第8回D社との協議	D社 減額変更の件であるが、入札時の最低制限価格が最低ラインではないか。 町 町としては3人体制の日を50日としたい。 D社 年内に打合せを持ち、ある程度の結論を出したい。
53	R5.12.25	第9回D社との協議	D社 毎月の委託料については、残り3箇月を留保して残りは確定した段階で支払うとのことだが、収入をあてにしていることから、社内で検討させて欲しい。また、3人体制、支払い方法につき示して欲しい。 町 了解した。
54	R6.1.15	第10回D社との協議	町 令和5年6月から同年12月までの7箇月間の実績から、3人目の実働数を5日を確定する。ただし、委託期間を過ぎた令和5年12月までの請求額は、1,375円に7を乗じた額とする。令和6年1月から令和7年5月までの17箇月間は月5日と定め平準化した額で変更契約を交わしたいので、了承願えないか。 D社 承知した。文書で提示されたい。
55	R6.1.22	総務経済常任委員会	変更契約内容（案）を提示

56	R6.1.24	湯真広域行政推進協議会第2回幹事会	その他案件で、業務委託契約につき減額の方角性が見出せたことを報告。併せて2/20開催の協議会において承認を得たい旨報告。第3回幹事会を設定するので、資料を用意し説明を求めることで決定。
57	R6.1.25	町長、湯河原職務代理者と交渉	変更契約内容（案）を提示するとともに、これに伴う湯河原町負担金の試算額を提示。
58	R6.1.30	第11回D社との協議	D社 前回の打合せに提示された金額との相違部分について確認した。 町 前回の提示は、予算上からの積算。今回の提示は、契約額から積算し直したもの。 D社 その部分についても内部調整が必要。今週中にも結果を報告したい。
59	R6.1.31	湯真広域行政推進協議会第3回幹事会	2/20開催の湯真広域行政推進協議会において「真鶴聖苑における火葬等委託の疑義解消に向けた取組みについて」を協議会報告案件とすることで決定。
60	R6.2.5	D社から受電	D社 契約変更につき、役員会で否決された。 町 承知した。町長へ伝える。
61	R6.2.6	D社へ架電	町 町長は、納得していない。もう一度、役員会と掛け合ってくれ。 D社 もう少し時間をくれ。

参考資料

真鶴聖苑の負担金支払いに関する覚書

真鶴町（以下「甲」という。）が令和5年4月27日に執行した真鶴聖苑火葬等業務委託（以下「令和5年度火葬等業務委託」という。）の入札手続きに関し、落札までの経緯及び落札金額に疑義が生じたことに伴い、令和5年5月31日開催の「湯河原町真鶴町広域行政推進協議会」において、湯河原町（以下「乙」という。）が甲に支払う令和5年度火葬等業務委託に係る負担金の取り扱いについて承認された事項に関し、本覚書を締結する。

（負担金額の変更）

第1条 令和5年度火葬等業務委託の委託期間における火葬場費負担金のうち火葬等業務委託料として乙が負担する額について、令和4年度火葬等業務委託料の精算額である1,100万円を12で除した金額を1月単位の委託料として変更し、甲はこれを用いて算出した額を各年度において乙に請求する。

（疑義の解決）

第2条 甲は、責任をもって当該疑義の解決にあたり、当該疑義の解決のための対応について「湯河原町真鶴町広域行政推進協議会」で説明し承認を得るものとする。

（協議事項）

第3条 甲及び乙は、前条の承認を得た場合には、第1条で変更した負担金について改めて協議するものとする。

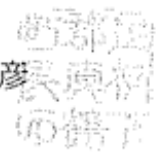
2 甲は、第1条に規定する乙に対する負担金額の変更によって生じる一切の費用（損失、損害、その他費用の如何に関わらず）は甲の負担とし、甲は、乙に対して請求を行わないものとする。

3 本覚書に定めのない事項又は本覚書の各条項の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議するものとする。

本覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、両町長記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和5年7月21日

（甲） 真鶴町長 松本 一 彦



（乙） 湯河原町長 富田 幸 宏



参考資料

物品購入・役務提供業務契約内容及び指名競争入札指名理由等公表書

事業名	真鶴聖苑火葬等業務委託		事業種別	総合建物管理の委託
事業場所	真鶴町真鶴1916-1 真鶴聖苑		発注担当課	税務町民課
事業概要	火葬業務、日常清掃業務(設備等日常点検管理業務含む)			
契約の相手方	(住所)東京都新宿区若葉1-10-11		(名称)㈱協働管財	
契約金額	33,000,000円		契約年月日	令和5年5月8日
契約期間	令和5年6月1日から 令和7年5月31日まで			
指名理由	火葬業務の登録、実績のある業者を選定。			

予定価格 (消費税抜き)	35,490,400円 (32,264,000円)	最低制限価格 (消費税抜き)	32,651,000円 (29,682,728円)
-----------------	------------------------------	-------------------	------------------------------

令和5年4月27日 午後1時30分 開札

業 者 名		第1回	第2回	第3回	(単位:円) 備考
1	タカラビルメン㈱	24,720,000			最低制限価格未満
2	㈱創和				棄権
3	㈱三豊				辞退
4	㈱元創	17,778,000			最低制限価格未満
5	㈱ヤマモト				辞退
6	㈱協働管財	30,000,000			落札
7	㈱宮本工業所	31,000,000			
8	㈱タムラ				辞退
9	㈱プロテック				辞退